

大牟田大使設置要綱

(設置)

第1条 大牟田市の魅力を広く情報発信するため、大牟田大使（以下「大使」という。）を設置する。

(大使の任務)

第2条 大使の任務は、下記のとおりとする。

- (1) 大牟田市の魅力を広く情報発信し、大牟田市の知名度向上に努める。
- (2) 大牟田のまちづくりなどについて意見を提供する。

(大使の要件)

第3条 大使は、下記の要件を全て満たし、かつ別に定める大牟田大使候補者選定委員会で選定された者とする。

- (1) 大牟田市に縁があること。
- (2) 各界で活躍し多数の人に認知されている者であり、就任により大牟田市の魅力を広く情報発信し、大牟田市の知名度向上等に効果が期待できること。また、その意欲を有すること。

(就任)

第4条 大使は、別紙の就任承諾書（様式第1号）の提出をもって、就任したものとする。

(任期)

第5条 大使の任期は3年とする。但し、大使から辞任の届けが提出されるか、第6条に規定する解任を行わない限り、任期を自動的に更新したものとみなす。

(解任)

第6条 解任のいずれかの要件に該当した場合は、大使を解任するものとする。

- (1) 大使が公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (2) 大使が死亡したとき。
- (3) 大使との連絡が、6カ月以上取れなくなったとき。
- (4) その他、市長が必要と認めるとき。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年 5月23日から施行する。

様式第1号

大牟田大使就任承諾書

大牟田市長 殿

「大牟田大使」就任を承諾いたします。

令和 年 月 日

(ふりがな)

氏 名 _____ 印

住 所 〒 _____

生年月日 昭和 平成 年 月 日

電話番号 _____ ()

E メールアドレス _____

資料等の送付先(ご住所と異なる場合にご記入をお願いいたします。)

〒 _____
